

八幡平市営建設工事に係る現場代理人の常駐緩和に関する取扱いについて

平成 25 年 8 月 2 日 市長決裁

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日 市長決裁

平成 25 年 8 月 5 日以降に契約申込の誘引を行う八幡平市営建設工事のうち、一定の要件を満たす工事においては、八幡平市建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項の規定に基づき、現場代理人の現場への常駐を緩和していますが、その取扱いについて令和 7 年 4 月 1 日より以下のとおりとします。

■ 現場代理人を兼務できる工事の要件

次の各号をすべて満たす場合、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日以降の入札公告（指名競争入札通知及び見積提出依頼を含む。以下「入札公告等」という。）において現場代理人の兼務を認める工事であって、当初請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満の工事であること。
- (2) 兼務できる工事は 2 件とし、いずれも八幡平市発注の工事であること。
- (3) 発注者との連絡に支障がないよう連絡手段を確保できること。
- (4) 一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の管理ができること。
- (5) 配置する現場代理人は、3 ヶ月以上継続して雇用している者であること。

なお、災害復旧工事については、入札公告等において現場代理人の兼務を制限する工事を除き、(1)の金額及び(2)の兼務件数を制限しない。また、予定価格 200 万円以下の随意契約工事及び市設置型戸別浄化槽工事については、(2)の兼務件数を制限しない。その他、入札公告等において特段の条件を付す場合は、この限りでない。

■ 現場代理人の兼務に係る手続き

- (1) 条件付一般競争入札

落札候補者が資格確認申請書類を提出する際に、現場代理人の兼務届を契約担当課に提出

- (2) 指名競争入札

落札者が契約書類を提出する際に、現場代理人の兼務届を契約担当課に提出

- (3) 130 万円以下の随意契約工事

建設工事請負契約約款第 10 条第 1 項の規定による通知と同時に現場代理人の兼務届を契約担当課に提出

■ その他

- (1) 現場代理人の兼務を認める場合であっても、建設業法第 26 条第 3 項に規定する主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではない。
- (2) 要件を満たし兼務を認めた場合であっても、工事現場の管理に著しく支障をきたした場合にあっては、現場代理人の兼務を解除し、八幡平市建設工事請負契約約款第 12 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置を請求する場合がある。

現場代理人の兼務届

令和 年 月 日

八幡平市長 様

住 所
会 社 名
代表者名

㊞

下記のとおり、現場代理人を兼務させたいので届け出ます。

記

1 現在従事している工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請 負 金 額	
現 場 代 理 人 氏 名	
主任技術者等氏名	

2 今後従事させたい工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請 負 金 額	
現 場 代 理 人 氏 名	
主任技術者等氏名	

(注)

- 複数の工事を兼務するなど書ききれない場合は、適宜表を加えて記載すること。